◎ 職員異動等関係報告書類の提出期限について

区	分	提	出	期	限	備	考	
① 1日付け職員異動 関係報告書類		各月の5日(1月は8日) までに提出してください。				毎月の一般負担金は、1日現在在 職職員の給料額を基礎として算定 します。 〔通常調定〕		
② 2 日付け以後の職員 異動関係報告書類		その都度速やかに提出してください。				負担金は別途算定します。 〔通常外調定〕		
③ 給与改定に伴 変更報告書類		別途技 提出し [*]		る期限 [*] さい。	までに			

注 報告書類の提出期限が組合の休日に当たるときは、その翌日が提出期限となります。

◎ 退職手当請求関係書類の提出期限について

区 分	提	出	期	限	備	考
退職手当請求関係書類	その: てくだ:		やかに		の負担全計質から	退職報告書は退職 月は8日)までに